## 5．安全確保のための取組

## 1）市職員の初動体制

（1）連絡•参集体制
大津波警報•津波警報•注意報が発表された場合や，大きな地震を観測した場合，下表の基準で災害対策本部が設置され，市職員は，その区分に基づいて招集•配備されます。

勤務時間外に発令基準に基づく地震が発生し，又は発生するおそれがあるとき，市職員は，テレ ビ・ラジオ・情報通信端末等により災害状況や地震•津波に関する情報，警戒宣言発令等の情報把握に努め，地震発生初動時職員行動マニュアルに基づき，行動します。

| 配備区分 | 発令基準 | 配備職員 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 号配備 <br> 2 号配備 <br> （準備体制） <br> （警戒体制） | 市内で震度 5 弱の地震が観測されたとき <br> 隣接する市の地震震度観測地点において震度 5 弱 の地震が観測されたとき <br> 気象庁が相模湾•三浦半島津波予報区に「津波警報」を発表したとき | 鎌倉市災害対策本部条例施行規則別表第 1 に定め る配備編成計画に基づく班の職員 |
| 3 号配備 <br> （非常体制） | 東海地震注意情報が発表されたとき <br> 市内で震度 5 強以上の地震が観測されたとき <br> 隣接する市の地震震度観測地点において震度 5 強以上の地震が観測されたとき <br> 気象庁が相模湾•三浦半島津波予報区に「大津波警報」を発表したとき <br> 市内において，地震による重大な被害が発生し，又は被害の発生するおそれがあるとき | 全職員 |

## 2 ）避難誘導等に従事する者の安全確保

災害発生時には，市による公助だけでなく，民間の力による共助も重要です。消防団や民生委員な どの方が要支援者などの避難行動を支援する場合には，安全確保のために下記の点を考慮します。
＞自らの命を守ることが最も基本であり，避難誘導等を行ら前提です。
＞津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には，津波到達予想時間等を考慮した待避ルー ルを確立し，その内容について地域での相互理解を深めること，無線等の情報伝達手段を備え ることが重要です。
＞要支援者の避難支援については，要支援者自身の安全な避難を確保するとともに，市と地域が協力できる体制づくりが必要です。
＞津波到達予想時間が迫り，避難を優先する必要がある場合は，避難者等と一緒に率先して避難 します。
＞市庁舎や地区防災拠点，消防署や消防団器具置場，防災行政無線の設置場所などの安全性点検，移転を含めた対策を検討します。避難誘導を行ら職員の情報共有手段及び安全管理資器材を確保します。

## 3 ）津波情報等の収集•伝達

①津波情報等の収集
津波情報等の収集は，津波警報•注意報等の横浜地方気象台から県に連絡された情報は，県防災行政通信網により，即時に本市へ伝達されるので，これを活用します。

その他，Jアラート（全国瞬時警報システム）•NHK•NTT 東日本•神奈川県警察•気象情報システ ム・ラジオ・テレビ・衛星電話・インターネット等の情報網を活用する他，海面の状況を監視する など，より多くの情報を迅速に把握します。

表 津波警報等の伝達基準

| 情報 |  | 伝達基準 |
| :---: | :---: | :---: |
| 津波注意報 |  | 市へ伝達される |
| 津波警報 |  | 市へ伝達される |
| 大津波警報 |  | 市へ伝達される |
| 津波警報等の | 沿岸 15 市町で最大震度 4 以上の地震を観測 | 市へ津波注意喚起が伝達される |
| 発表がない場合 | 治岸 15 市町で最大震度 3 以下の地震を観測 | 伝達されない |

資料：鎌倉市地域防災計画

## （2）津波情報等の種類

津波に関する情報の種類は以下のものがあります。

## 【津波警報•注意報】

津波による災害の発生が予想される場合，地震が発生してから約 3 分を目標に発表されます。

## 表 津波警報•注意報

| 警報•注意報 | 津波の高さ | 数値による表現 | 定性的表現 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 津波注意報 | $20 \mathrm{~cm} \sim 1 \mathrm{~m}$ | 1 m | なし |
| 津波警報 | $1 \mathrm{~m} \sim 3 \mathrm{~m}$ | 3 m | 高い |
| 大津波警報 | $10 \mathrm{~m} \sim$ | 10 m 超 |  |
|  | $5 \mathrm{~m} \sim 10 \mathrm{~m}$ | 10 m | 巨大 |
|  | $3 \mathrm{~m} \sim 5 \mathrm{~m}$ | 5 m |  |

## 資料：鎌倉市地域防災計画

## 【津波情報】

津波警報•注意報を発表した場合に通知します。

| 種類 | 内容 |
| :--- | :--- |
| 津波到達予想時刻•予想され <br> る津波の高さに関する情報 | 各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを <br> 表する。満潮時刻•津波の到達 <br> 各地のな地点の満潮時刻•津波の到達予想時刻を発表する。 <br> 予想時刻に関する情報 |
| 津波観測に関する情報 | 沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。 |
| 沖合の津波観測に関する情 |  |
| 報 | 沖合で観測した津波の時刻や高さ，及び沖合の観測値から推定 <br> される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 <br> する。 |

資料：鎌倉市地域防災計画

## 【津波予報】

地震発生後，津波による災害が起こるおそれのない場合に発表します。

| 発表される場合 | 内容 |
| :--- | :--- |
| 津波が予想されないとき | 津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。 |
| 0.2 m 未満の海面変動が予想 <br> されたとき | 高いところでも 0.2 m 未満の海面変動のため被害の心配はなく， <br> 特段の防災対応の必要がない旨を発表する。 |
| 津波注意報解除後も海面変 <br> 動が継続するとき | 津波に伴ら海面変動が観測されており，今後も継続する可能性 <br> が高いため，海に入っての作業や釣り，海水浴などに際しては <br> ＋分留意が必要である旨を発表する。 |

## 【津波警報解除等】

津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合，「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知します。

## 【津波の高さ】

「津波の高さ」とは，津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と，その時点に津波 がなかったとした場合の潮位との差であり，津波によって潮位が上昇した高さをいいます。

## （3）住民等への情報伝達

津波警報•注意報を受理した場合は，迅速に沿岸地域へ情報伝達を実施します。情報を伝達する手段•時期•相手•内容の例には，以下のようなものがあります。

## 【伝達の手段（例）】

－防災行政用無線•防㷋•安全情報メール・広報車•市ホームページ

- 緊急速報メール（エリアメール）•鎌倉ケーブルテレビ •鎌倉 FM
- 市ソーシヤルメディア（ツイッター等）・オレンジフラッグ


## 【伝達時期（例）】

- 地震発生直後（地震の発生，津波襲来の危険等の情報）
- 津波発生前後（津波警報•注意報，避難指示•勧告等の情報）•津波終息後（解除）

【伝達先（例）】

- 市民•来訪者－市内従業者，業務従事者等
- 子ども，青少年関係施設（保育園，用地園，学校等）管理者等


## 【伝達内容（例）】

- 津波警報•注意報の発表（解除）
- 避難指示•勧告の発表（解除）•津波到達予想時間 •津波到達予想地域
- 実施すべき行動。対策


## 【伝達手段の整備】

伝達手段の整備については，各情報伝達手段の特徴を踏まえ，地域の実情に応じて複数の手段 を組み合わせ，災害に強い総合的な情報伝達の仕組みの構築に努めます。

## 4）避難指示等の発令

## （1）発令基準

避難指示•勧告の発令基準は，次のとおりとします。
＞津波注意報を受信したときは，海の中や海岸付近にいる者に対して，直ちに避難指示•勧告 を行います。
＞津波警報又は大津波警報を受信したときは，避難対象区域内の住民等に対して避難指示を行 います。
＞震度 4 以上の地震を感じた場合，又は弱い地震でも長時間ゆっくりとした摇れを感じた場合 は，必要に応じて避難指示•勧告を行います。
＞避難指示•勧告の解除は，原則として，津波警報•注意報等の解除の発表に基づき行います。

## （2）伝達方法

津波警報及び注意報等を受理した場合は，対象地域に対して，防災行政用無線，防災•安全情報 メール，鎌倉ケーブルテレビ，鎌倉 FM，緊急速報メール（エリアメール），オレンジフラッグ等によ り，迅速に沿岸地域へ避難勧告•指示を発令します。

## （3）発令内容

発令する内容には，下記の事項等を含め，簡潔に避難を呼びかけるものとします。また，津波は繰り返し押し寄せることが考えられるため，警報•注意報や避難指示•勧告が解除される前に浸水区域に戻らないように周知します。
＞発令対象地域（避難が必要な区域）
＞津波到達予想時間
＞津波警報•注意報の発表の有無
＞避難対象区域内からの速やかな避難の必要性
＞避難先（避難建築物，避難空地）
＞避難に際しての注意事項
＞迅速な避難が困難な場合の対応策

## （4）発令後の住民•観光客等の行動

発令後の住民•観光客等の行動としては，下記に示すことに注意しながら，避難してください。
＞地震が起きたら，まず避難。
強い地震，また弱い地震でも長い時間ゆっくりとした摇れの場合は，ただちに安全な高い場所へ避難しましょう。
＞揺れがなくても襲ってくる。
地震を感じなくても，津波警報等が発表されたら，ただちに高い場所へ避難しましょう。
＞情報を待っていては，逃げ遅れる。
テレビ・ラジオなどの情報を待っていると避難に間に合わないことがあるので，まず安全な高い場所へ避難してから情報確認するように心がけましょう。
＞浸水の深さが浅くても危険。
津波は，勢いのある水のかたまりが押し寄せてくる現象です。したがって，浸水の程度が浅 くても，歩行が困難となります。流れが速い場合は，立っていることも困難になり，流され てしまう可能性もあります。
＞津波警報等が解除されるまでは海岸に近づかない。
津波警報等が発表されたら，海水浴や磯釣りは中止して，すぐに高い場所を目指し，避難し てください。津波は短時間で襲ってくる場合もあります。また，繰り返し来襲し，第1波よ りも第 2 波，第 3 波の方が高くなることもあります。

## 5）安全な避難に向けた整備

本市では，「避難誘導板の設置」，「狭あ い道路•階段等の移動に要する手すりや スロープの整備」，「避難誘導のための地域活動の基本的な考え方」，「夜間•時間外における避難施設の開設等の対応」な どについて，地元との協議により検討を行い，「地域版避難計画」を策定する事を計画しています。


参考：津波防災サイン整備の例

| 原則 | 内容 |
| :---: | :---: |
| 0 想定津波浸水範囲を示す。 | 過去実績及び，津波被害想定をもとに，津波浸水の恐れがあり，避難が必要される範囲を地図上に明らかにする。 |
| 1 避難場所を定める。 | －津波浸水の恐れがない地域にあり，安全が確保できる場所を「津波避難場所」として定める。 <br> 津波浸水の危険のある地域内にあるものの，津波浸水の危険がない十分な高さと避難できる空間を有する堅牢建物を「津波避難ビル」として定める。 |
| 2 人々が集まる交通結節点には「津波学習表示」 を設置する。 | －地図を使用して，避難先，避難経路を全体的に提示する。 <br> －その地域の津波の特性，予想される被害，避難に対する心構え等を説明する。 |


| 原則 | 内容 |
| :---: | :---: |
| 3 海岸付近の津波浸水 が予想される場所に「津波注意喚起」「津波避難喚起」のサインを設置する。 | 津波避難喚起 |
| 4 避難経路上の主要分岐点等に避難場所への「誘導表示」を設置する。 |  |
| 5 「誘導表示」の間合いが長く，誘導方向が分かりにくくなる場合（ex．500m 以上の間隔）には，「誘導表示」が連続して見えるように「補助誘導表示」を設置する。 |  |
| 6 避難先として指定し た津波避難場所•津波避難ビルの入り口には，「避難先表示」を設置する。 |  |

出典：「津波防災サインガイドライン（素案）」
（平成 24 年 5 月，公益社団法人 日本サインデザイン協会特定非営利活動法人 防災デザイン研究会）

6 ）平常時の津波防災教育•啓発及び避難訓練

## （1）津波防災教育•意識の啓発

津波発生時に，避難者が主体的で円滑な避難が出来るよう，津波警報•避難指示等の意味•内容 の説明や避難に対する心構えや取り組みなどの啓発活動，及び，学校教育を通じた防災知識の普及 を行います。

## 【教育•啓発の方法案】

＞マスメディアの活用：テレビ，ラジオ，新聞等
＞印刷物•映像：鎌倉市防災読本，パンフレット，広報誌，DVD等
＞インターネット：ホームページ（市•県•国），ソーシャルメディア（ツイッター等）等
＞講演•講話
＞防災学習：学校等，生涯学習
＞掲示•表示：津波注意看板•誘導標識，電柱・カーブミラー等

## 【内容案】

＞津波からの避難の心得
＞過去の津波被害記録（鎌倉•東日本大震災）
＞津波発生のメカニズム等
ハザードマップ
＞津波避難計画，地域防災計画等の内容
＞日頃の備え（備蓄等）の重要性
＞津波警報•注意報の際のサイレン音の意味

## 【場所•会場案】

## 家庭

学校
地域（自治会•庁内回，自主防災組織等）
企業（事業所）
公共施設
イベント等
寺社
海岸

## （2）津波知識の広報

津波知識の広報については，広報紙や，鎌倉市防災読本等の広報媒体を活用するとともに，防災訓練•防災講演会等のあらゆる機会をとらえ，津波に関する正しい知識の啓発，対策の周知等を積極的に行い，津波発生が想定される場合の自主避難ができる状態を目指します。
【自主避難】（「鎌倉市地域防災計画」第25章 津波災害応急対策計画）
市民は，沿岸付近で強い地震（震度 4 以上）を感じたとき，弱い地震であっても長い時間ゆ っくりとした揺れを感じたとき，又は地震を感じなくても津波警報等が発表されたときは，直 ちに海岸付近から離れ，付近の高台等安全な場所へ，自ら主体的に避難するとともに，テレビ・

ラジオ，防災行政用無線，広報車等を通じて正しい情報を入手するよう努めます。 また，周辺に気づかない人がいた場合は，呼びかけを行うとともに，警報•注意報が解除さ れるまでは，海岸に近づかないようにします。

## ③津波避難訓練の実施

本市では，定期的に各種防災訓練を実施しており，津波避難に関する防災訓練を年に3回程度実施しています。

今後も，沿岸地域を重点地区として，県•警察•海上保安庁•自衛隊や民間の救援組織•地域住民•事業所等が一体となって，避難誘導訓練や情報伝達訓練等の実践訓練を定期的に実施します。

訓練の実施時期については，異なる季節や時間帯を設定し，様々な状況に応じて円滑な避難が可能となるようにします。

また，訓練の成果や反省点を踏まえて，訓練内容の改善に努めるほか，津波避難計画を見直しま す。さらに，自治会•町内会及び自主防災組織は，必要に応じて，地域ごとの津波避難計画を見直 します。

## 6．今後の取組

この計画は，津波襲来時の市としての対応方針を示す全体計画となるものですが，津波による人的被害の低減には，住民•来訪者等が主体的に避難行動を起こすことが重要です。今後，市では地域の方々と協働しながら，各地区の津波避難時の考え方や方針について検討し，避難経路や避難場所等を まとめ，地域で共有することを目指していきます。

